

令和6年度「増館農村センター」に係るモニタリング評価結果（第2回）

増館農村センターについては、増館町内会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和5年12月24日

施設名	増館農村センター
設置目的	農村におけるコミュニティ活動を強化し、地域住民の連帯感の醸成を図り、住みよい環境づくりのため、農村センターを設置する。
所在地	青森市浪岡大字増館字富岡140番地2
指定管理者	【名称】増館町内会 【代表者】会長 須藤 章輝 【住所】青森市浪岡大字増館字宮元100番地1
指定期間	令和3年4月1日 から 令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	管理保守点検業務が適正に行われているか。	法定検査を定期的の実施しているほか、常に施設の点検・清掃を行い、良好な状況を維持している。	○	
	施設管理運営に地域住民の参画があるか。	町会の各班による交替制で、定期的な清掃や草刈等を行っており、地域のコミュニティ拠点施設を大事に使ってもらおう意識を高めている。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応を行えるようにしているか。事故防止に向けて取り組んでいるか。	防火管理者が防災計画の策定等に取り組み、防火計画に基づいた消火訓練等を実施し、仕様書どおり適切に行われている。	○	
	個人情報保護について理解が十分か。	施設利用の窓口になる者に対しては、外部への情報漏洩がないように指導を行っている。	○	
運営について	施設の平等利用が確保されているか。	利用許可については、申請順により許可し、利用申請者に対し不公平のないように行っている。	○	
	要望を運営に反映する工夫がされているか。苦情処理の体制は明確か。	利用者からの要望、苦情に対しては迅速な対応に努め、検討を要するものは町内会で審議し、必要に応じ、市と協議しながら対応する体制が作られている。	○	
	利用促進の取り組みがなされているか。	共同防除組合や水利組合など、地元農家の利用促進を図っている。	○	
	市民サービス向上の取り組みがなされているか。	利用者にとってより利用しやすい施設になるよう、要望把握に努め、サービス向上を図るなど仕様書どおり適切に行われている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況は仕様書どおり実施され、概ね適切といえる。
今後も適切な管理・運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市農林水産部農地林務課
【電 話】 0172-62-1179
【メール】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp